

多摩市立図書館本館再整備基本計画

5月27日検討委員会資料

基本構想の現状分析から、 再編基本計画、中央図書館(新本館)建設へのあらすじ

- 多摩市立図書館の はたらき のまとめ
 - ◎貸出密度11.4冊、全国のトップレベルを走る貸出成果を上げている。
 - △登録率が上昇しない。特に、若者や働く世代への働きかけが要るだろう。
 - △リクエストが多いが、多摩市独特の固定のない資料の全市配置も要因と判る。
 - △団体貸出バックヤード機能や、専門的サービスを進める中央図書館機能が弱い。
- 多摩市立図書館の 資料 のまとめ
 - ◎恥ずかしくない図書館歳費を投資し、73.3万冊という図書資料ストック。
 - △日図協「公共図書館の任務と目標」から、年間資料費、受け入れ冊数が低い。
 - △本の所在が定められておらず、開架室の資料構成が企図された選書ではない。
 - △現本館も分館も開架1/3が書庫化、新鮮さの表出やブラウジングの魅力が弱い。
- 多摩市立図書館の 職員体制 のまとめ
 - ◎1973年創設以来、全国の羨望の、正職専門職集団が形成され運営されてきた。
 - △正規職員が減少し新採用も少なく、体制編成が困難になる。体制の新方針が必要。
 - △人件費割合が上昇し、資料費比率を圧迫している。総人件費の圧縮が課題。
 - △分館運営の最前線に常勤館長がいない体制。分館開架の魅力改善に人手がない。
- 多摩市立図書館の 施設 のまとめ
 - ◎本館分館全ての床面積の総和は、日図協「公共図書館の任務と目標」を満足。
 - △学校校舎利用の本館は、開架冊数も書庫収容冊数も限界で分館資料を引き受けず。
 - △分館の開架が本館書庫機能を補完し、動かない本が、活気や魅力をそいでいる。
 - △分館の活性化に、書棚構成を整理して、新刊を入れる支援を本館が出来ていない。

- ◎中央図書館をつくる なんのために、どうつくるのか。
- (1) 多摩市立図書館サービス網の中核的図書館の機能
(多摩市立図書館システムの職員育成拠点機関)
機能的な業務環境と資料配置、リクエスト対応の効率、学校支援の協働の場。
 - (2) 豊富な資料群による市民への専門的総合的な直接サービス機能
ワンストップで圧倒的本に出会える。滞在型の利用。ブラウジングの魅力。
 - (3) 多摩市民の高度で多様な資料・情報要求に応える為の、
課題解決支援型図書館としての機能
サービスの刷新、ICT対応の資料と利用環境、省力化と専門化、多様なサービス。
 - (4) 多摩市立図書館システムの保存図書館としての機能
全市全域で動かない本の集約。新刊配置や活動の場の創出。分館の活性化。
 - (5) 多様な出会いの創出、市民活動の機会と場の提供
本・情報、もの、ひと、に出会い、自分を確かめ、主体的に地域で活動する人を支援

はじめに
基本計画立案の経緯 : ○本館再整備計画地確定までの経緯 ○中央図書館への基本計画議論の進め方

- 第一章 多摩市の図書館のめざすもの
- 1-①. 多摩市の図書館のめざすもの
 - 1-②. 基本構想の理念をふまえて
 - : ○多摩市の図書館システムのあり方
 - : ○多摩市の図書館サービスのあり方
 - : ○ネットワークの中の中央図書館像
 - 1-③. 多摩市の図書館サービスのいま

第二章 まちづくりにつながる図書館

5月27日検討委員会資料

- 2-①. 知の地域創造 <地域社会を支える>
- 2-②. 中心市街地での連携 <まちにひらく>
- 2-③. 市民一人ひとりから支える<課題解決>

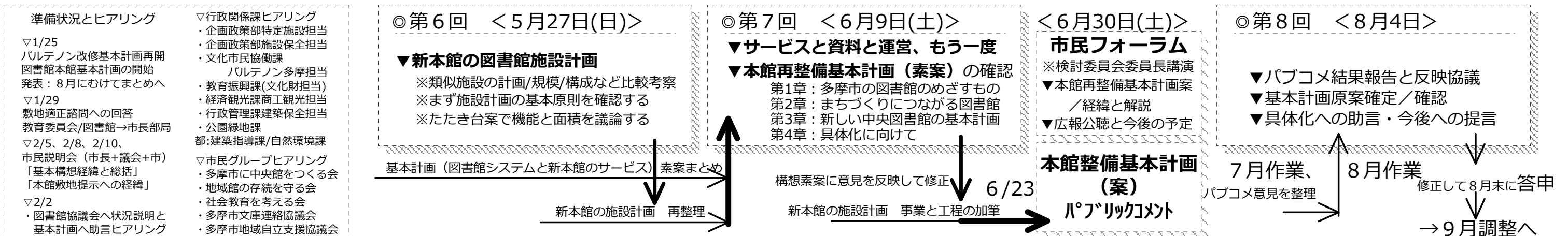
第三章 あたらしい中央図書館の基本計画

- 3-①. 中央図書館の役割とサービス
 - : ネットワークの要/サービスとストックの専門化/サービス目標
- 3-②. 資料計画
 - : 資料再編と新たなサービス → 中央図書館資料構成の目標
- 3-③. 敷地計画
 - : 知の地域/開きつながる→パルテ連携→一人ひとりの第3の居場所
- 3-④. 施設計画
 - : めざすもの→各場の機能と収容力→各場の規模とつながり→施設特性
- 3-⑤. 運営と管理計画
 - : 運営見直しと新たなサービス → 「3つの方針」中央図書館運営のイメージ
館内館外サービスと職員計画、職員シフト→専門性深化と職員体制→直営体制

第四章 基本計画の具体化に向けて

- 4-①. 中央図書館整備について
- 4-②. 開館までの工程計画
- 4-③. 事業費の概算

基本計画検討委員会の構成と経緯
おわりに



□知の地域創造〈地域社会を支える〉

このページ/章の概要・リード文をいれます。

①知の地域創造〈地域社会を支える〉

- ・ 地域の情報インフラとしてネットワークを張る
- ・ 学校教育と連携して地域社会につながる
- ・ 行政や議会支援サービスは地方自治を支える

②中心市街地での連携〈まちにひらく／まちにつながる〉

- ・ 多摩市の中心市街地の知的活動のひろば
- ・ 多摩中央公園の環境とつながり、
雨の日風の日も魅力ある広場
- ・ パルテノン多摩の改修で魅力的な場が再生されて

◇コメント

③市民一人ひとりから支える〈課題解決の支援〉

- ・ これからの図書館のサービスの展開
- ・ どんな課題解決型サービスの展開が・・・
次ページ以降の例示について
- ・ 専門的な図書館サービスの主体を組織化

○多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）大規模改修事業

公開されている改修案をいれる。

◇コメント

新しい役割とサービスについての研究と例示／概要・リード文をいれます。

※ 文科省研究会の「課題解決型図書館のあり方」検討では、行政情報提供と地域情報地域文化は分けて柱を立てている。ビジネス／医療／法務の支援、学校教育支援も例示している

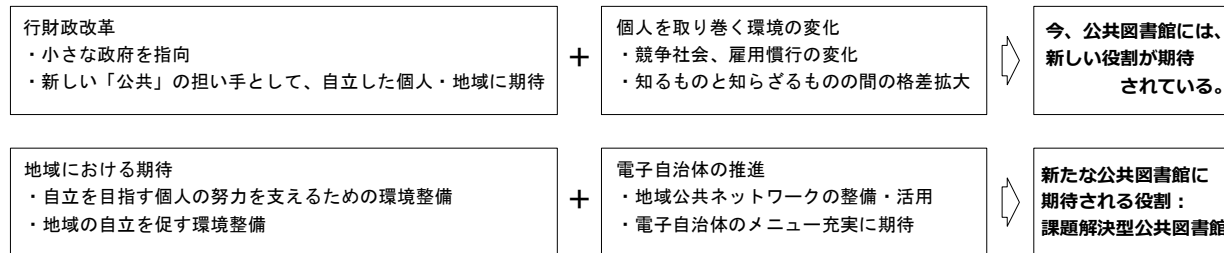
□地域の情報ハブとしての図書館 (課題解決型の図書館を目指して)

平成17年1月28日 文部科学省研究会
図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会

1. 背景
2. 様々なネットワークを有機的に結合した重層的なネットワークの形成
3. 新しいサービスとしての課題解決型公共図書館における情報提供イメージ
4. 想定される地域課題の抽出
5. 地域において必要な情報基盤整備のための取組
以上抜粋

1. 背景

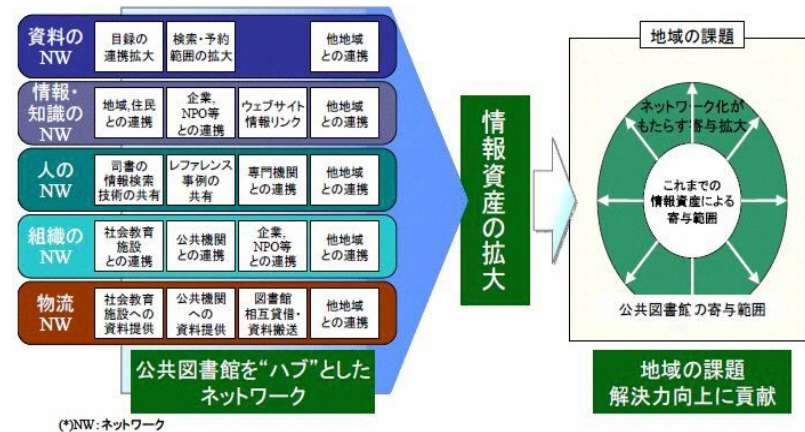
高度情報化社会においては、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割は、ますます重要性を帯びてくるものと考えられる。特に、地域における情報基盤の整備を受けて、地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるように供することによって、地域の課題解決やそのための人々の取組への展開を支援すること等、図書館には重要な役割を果たすことが期待されている。



2. 様々なネットワークを有機的に結合した重層的なネットワークの形成

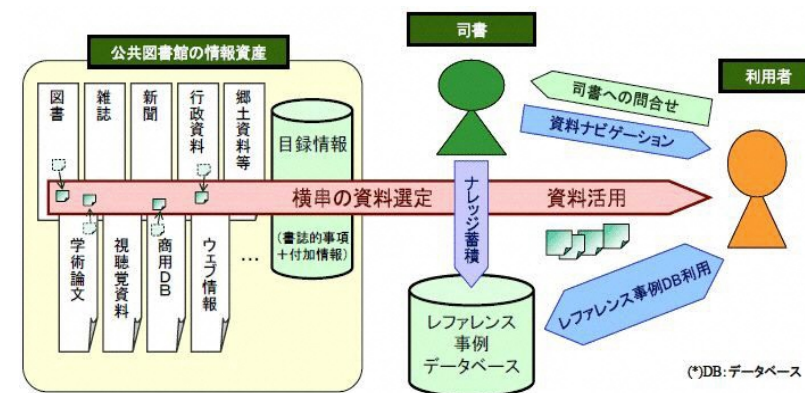
上記の背景にあるような図書館の機能を地域において十分に発揮し、地域における期待に応える充実した情報提供を実現していくためには、公共図書館がハブとなって、地域内の資料、情報・知識、人、組織、及び資料の図書館相互貸借等による多種多様な情報資産を有機的に結合した「重層的なネットワーク」を形成していく必要がある。

その上で、公共図書館の特長である、豊富な情報資産（古文書からデータベースまで）、絵本から専門書まで）、司書によるレファレンスや情報検索機能、を核としながら、重層的なネットワークを活用することにより、課題解決型の新しいサービスの提供が行われることとなる。



3. 新しいサービスとしての課題解決型公共図書館における情報提供イメージ

公共図書館において課題解決型のサービスを実現していくためには、司書のサービスによって、それぞれの利用者が有する課題に応じ、先述の重層的なネットワークのなかから横断的に情報が収集（横串の情報選定）され、利用者に十分かつ効果的に提供されることを可能とするための環境整備を図ることが必要である。



4. 想定される地域課題の抽出

利用者が有する様々な課題のうち、主要なものとして、現在、公共図書館が行っている国内及び海外の先進事例に加え、公共図書館側の期待効果としての「図書館業務からの視点」、「ネットワーク化からの視点」及び、利用者側の期待効果としての「課題解決からの視点」等を踏まえ、目指すべき公共図書館の取組として優先すべき課題候補を検討した。

<地域課題の解決支援>

①ビジネス支援

空洞化する駅前商店街の活性化や、特産物のブランド化による地域振興のためのビジネス支援策への需要が高まっている。これまでの公共図書館の取組はビジネス関連の蔵書を集めたビジネス支援コーナーを設置する等の取組が多かったが、ICTを活用し、産業振興担当部署との連携や地域の情報資産の動員を図ることによって、より高度なサービスの提供が可能となる。

②行政情報提供

行財政改革の流れから公共の担い手の見直しが図られるなかで、地方の行政や議会の政策立案支援と住民の政策立案過程への参加、及び、住民の生活課題にかかる行政情報の総合的提供への需要が高まっている。そのためには、行政情報の総合的収集、電子化、及び、住民の生活課題に対応した体系化が必要となり、その役割を担うものとして公共図書館への期待が高まっている。

<個人の自立化支援>

③医療関連情報提供

医療サービスが高度化し、多様な選択肢が可能となるなかで、納得して治療を受けるための情報への需要が高まっている。公共図書館では、医療専門書の情報に加え、医療専門データベース、医療機関のウェブ上に公開された資料等、最新の情報を組み合わせて提供し、病気に対する基礎的理解を助けるとともに、健康、予防医学、死生観等、関連する幅広い情報の提供を行うことができる。

④法務関連情報提供

隣人訴訟、環境問題、カード犯罪、リストラ、相続、損害賠償、著作権侵害等、日常生活においても法律の知識が必要となる悩み・疑問・具体的手続に関する情報提供への需要が高まっている。手軽で経済的負担のない情報源として地域の公共図書館の果たす役割は大きい。

<地域の教育力向上支援>

⑤学校教育支援（子育て支援含む）

総合学習等の時間において、自分の住む地域に関する調査を行う児童・生徒に対して適切な資料・情報を提供することや、教員に対して教材作成支援のための資料・情報を提供するための支援体制作りを、公共図書館と学校との連携により構築することが求められている。また、子育て支援に関しては、必要な資料・情報の提供のほか、行政や外部のボランティア団体との連携による取組が必要となる。

⑥地域情報提供・地域文化発信

失われる可能性のある地域固有の風習、祭祀、方言等に関する情報を、博物館や郷土史料館等との連携により、公共図書館が中心となってデジタルアーカイブ化し、体系的に整理保存する。また、地域外の住民に当該地域の理解を促進することや学術研究等のため、インターネット等を使った情報発信も積極的に行う。

5. 地域において必要な情報基盤整備のための取組

上記3.における情報提供イメージを実現していくためには、これらの課題内容に共通の情報基盤の構築が必要となると考え、その主なシステム化要件を、以下のとおり挙げる。

- ①公共図書館及び他施設・他機関保有の資料を課題別に体系化する取組を進め、その整理に従いメタデータを付与することによって、資料目録を総合的にデータベース化し、高度な情報検索を支援するための仕組みを構築
- ②司書のレファレンスに関する経験・ノウハウを集めたレファレンス事例をデータベース化し共有するための環境整備（課題別レファレンス機能等）を通して、司書の課題解決能力の向上と地域課題解決へのノウハウの蓄積に資する仕組みを構築
- ③将来にわたり公共図書館及び他施設・他機関の共有・活用供するための、地域資料（郷土資料）の電子化と、地域のウェブ資料を含む電子資料のアーカイブ化の取組を推進
- ④利用者の公共図書館利用環境の向上や、ウェブ上からの公共図書館サービスの利用等へのアクセスを容易にするため、公共図書館における情報基盤の整備を推進

3-① 新中央図書館の機能とサービス

多摩市立図書館は、図書館本館と駅前拠点館2、地域館4、行政資料室1で構成されてきた。それぞれの地域の利用者に対する貸出を中心とする直接サービスを、拠点館地域館が受け持つのに対して、多摩市の新本館(中央図書館)は次の5つの機能を担うことになる。

- (1) 多摩市立図書館サービス網の中核的図書館の機能
(多摩市立図書館システムの職員育成拠点機関)
- (2) 豊富な資料群による市民への専門的総合的な直接サービス機能
- (3) 多摩市民の高度で多様な資料・情報要求に応えるための、課題解決支援型図書館としての機能
- (4) 多摩市立図書館システムの保存図書館としての機能
- (5) 多様な出会いの創出、市民活動の機会と場の提供

また、そのサービスと業務内容を、機能別にまとめると以下のようになる。

3-①-1. 多摩市立図書館サービス網の中核図書館の機能 (多摩市立図書館システムの職員育成拠点機関)

多摩市立図書館サービス網を運営するために、以下のような働きをする。

- (1) 全市図書館サービス網の充実・発展を図るため、地域のサービスポイントの配置計画、及び施設計画の見直しを行う。
- (2) 全市図書館サービス網の運営のための企画立案、総合調整、庶務・経理、人事、広報、職員研修、施設管理を行う。
- (3) 分館と連携しながら、全市図書館サービス網で提供する資料の選択と収集をコーディネートしながら、発注、受入、整理、装備を行う。
- (4) 分館と連携しながら、全市図書館サービス網の総合目録を作成、管理、維持する。
- (5) 多摩市立図書館と多摩市に関係する資料の情報を、ホームページ等で公開する。
- (6) 学校図書館等市内の類縁機関との連携・協力・支援関係を構築し、維持発展させる。
- (7) 全ての市民を対象に図書館利用のオリエンテーションや、インターネットを介した情報活用能力向上のための講習会・研修会等を企画・実施する。
- (8) 都立や他の公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等のネットワークの窓口となる。
- (9) 多摩市立図書館システム全体の人材育成計画を策定する。
- (10) 館外の職員研修への派遣計画を策定し、派遣時のバックアップを行う。
- (11) 新中央図書館にて、定期的な全職員対象の研修を実施する。

3-①-2. 専門的で総合的な、直接サービス機能

中央図書館に直接来館する市民は、あらゆる年齢にわたり、多様な目的、さまざまな資料・情報要求をもって来館する。中央図書館はそれらの要求に対し、幅広い資料と情報、専門的な知識と技術を備えた職員、多様な活動、来館目的に対応できる館内の施設と設備を備えることで、乳幼児から高齢者まであらゆる来館者に対し直接、貸出・閲覧サービス、リクエストサービス、レファレンスサービス、視聴覚資料サービスなどの提供を行うとともに、来館が困難ないし出来ない市民の資料要求にも応えることに努める。

3-①-3. 調査研究／課題解決支援図書館としての機能

中央図書館は全ての市民をサービス対象とし、その調査、研究、調べものを支援する。

- (1) 市民ニーズの把握に基づき、適切な国内出版物をできる限り数多く収集し組織化して、市民の利用に供する。
- (2) 多摩市の過去、現在、未来に関連する資料と情報を網羅的に収集し、地域・行政資料として組織化して、市民の利用に供する。
- (3) 調査、研究、調べものを目的に来館する市民に対して、レファレンスサービスを行うことで支援する。
- (4) 分館、分室に来館した利用者から寄せられた質問の内、分館、分室の職員では応じられない専門的な事項について回答するなど、分館、分室の調査研究支援機能をサポートする。
- (5) 多摩市に関する文書等可能なものを電子媒体に変換し、利用に供する。
- (6) 大学図書館、学校図書館、各種の専門図書館、類縁機関との相互協力体制を確立し、多摩市立図書館の調査研究支援機能の強化を図る。

◇コメント

※分館：多摩市の駅前拠点館、地域館をのこと。

※分室：行政資料室のこと。

3-①-4. 多摩市立図書館システムの保存図書館としての機能

中央図書館は、市民の共有財産としての図書館資料を、適切に選別し、保存すべき資料については、一定期間にわたり保存する。

- (1) 多摩市立図書館システム全体の保存機能を担う。
- (2) 閉架書庫の最大収蔵冊数は30万点(増設時50万冊可能)とする。
(団体貸し出し地域サービス書庫3万冊程度を別途配置する。)
- (3) 効率的収蔵のため集密書架を導入する。
- (4) 拠点館、地域館の書庫機能は廃止する。(長く動かない本の配架展示を廃止)
- (5) 貸出カウンターへの迅速な資料運搬を可能にする動線設備を整備する。

3-①-5. 多様な出会いの創出、市民活動の機会と場の提供

◇コメント

※逐次、協議要点録から、加筆してゆく。

3-①-6. 新中央図書館のサービス

<p>① 閲覧サービス(関連サービス含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を設定して資料収集を行い開架資料を成長させる。 ・つながり、奥行きなど構造を意識した開架表現を行う。 ・国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスを提供する。 	<p>⑧ 児童サービス</p>
<p>② 貸出サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難防止装置を設置し、資料にICチップを装備する。 ・貸出・返却は自動貸出機を設置し、セルフサービス化で職員業務の専門化をはかる。(サービスデスクに機器利用支援の体制は持たせる。) 	<p>⑨ ティーンズ向けサービス</p>
<p>③ デジタルサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データベースを提供する。 ・インターネット利用端末を提供する。 ・電子書籍サービスについて導入を検討する。あわせて、音楽、映像のクラウド配信サービスの導入を検討する。 ・館内で公衆無線LANを提供する。 ・持ち込みパソコン利用が可能な閲覧席を設ける(電源を設置する)。 	<p>⑩ 高齢者へのサービス</p>
<p>④ 予約・リクエストサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リクエストをカウンター、OPAC、ウェブ等から受け付ける。 ・リクエストは、東京都立図書館等の全国公立図書館および国立国会図書館の資料を対象とする。 ・予約本のコーナーを設けて、セルフサービスで貸し出し手続きが出来るシステムをしつらえる。 	<p>⑪ 障がい者サービス</p>
<p>⑤ レファレンスサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レフェラルサービスを実施する。 ・利用者からの要望を受けて専門機関(専門図書館)へ紹介状を発行する。 ・拠点館、地域館からのレファレンス質問を受け付ける。 ・学校図書館からのレファレンス質問を受け付ける。 ・回答不能な場合、東京都立図書館、国立国会図書館に問い合わせをする。 	<p>⑫ 視聴覚資料サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の閲覧サービスを実施する。視聴覚資料については視聴可能な設備を設ける。
<p>⑥ 地域資料サービス</p>	<p>⑬ ビジネス他課題解決の支援サービス</p>
<p>⑦ 行政資料・行政向けサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の先進事例にない行政資料(行政と議会)サービス部門の総合化と確立。 ・市役所庁内への情報サービス 	<p>⑭ 市民活動への支援</p>

※逐次、協議要点録から、加筆してゆく。

※中央館開館準備期間には、行政資料室と中央館地域行政資料分野への集約と総合化へ、基本計画での意見もあり、今後にも再検討があるだろう。

3-①-7. どのようなレベルの図書館サービスを目ざすか

図書館サービスは、豊富な資料、優れた職員、好ましい施設、そうして必要な経費とによって市民の期待に応えられるものとなる。これらの、資料、職員、施設をどのように計画するかは、どのようなレベルのサービスを目標とするかによって決まる。それを「図書館サービスの到達指標」と呼び、市民がどのくらい資料を求めるかで、まず本の貸出の数値が基本となる。

(1) 図書館サービスの到達指標について

多摩市が、人口15万人を擁する都市として発展するとき、どのような図書館サービス網を形成することになるか想像する。ここでは、その図書館サービス網計画を再編するために必要な、図書館サービスの到達指標を考えることにする。

このような計画に際して、これまでは何か基準を求めることが行われてきたが、計画はそれぞれの地域の実情に即して、どのレベルまで図書館サービスを引き上げようとするかという、自治体の目標を第一にする方向に変わってきている。

さて、多摩市の図書館サービスの到達指標として、数量的定性的ともいくつかの項目をあげることができるが、ここでは明快な次の3項目によって組み立てることとする。

① 個人貸出登録率の目標

どれだけの市民が、図書館の本を借りて読む利用者になるかを想定する。その市民が、全市民の何%になるかが個人貸出登録率となる。多摩市民の個人貸出登録者数は、2016年度に69,239人と報告され、登録率は46.6%となっているが、実際には、1年間に一度以上本を借り出しているのは30,089人とある。これは全人口の20.3%に当たる。この20.3%を現時点の実質の登録率とみるのが現実的といえる。図書館サービスの進んでいる浦安市の実質の登録率も26.4%と報告されている。多摩市の1.3倍となっている。

多摩市では、やがて中央図書館を建設し、現在の地域図書館の再構成や魅力づくりも進むことを考えれば、この1.3倍を目標とすることは過大な想像ではないだろう。実質1.3倍、つまり市民の60%を図書館とつながる登録者とすることは目標として不可能ではない。

② 個人貸出登録者1人当たり年間貸出冊数の目標

登録した市民が、1年間に何冊図書館の本を借り出すか、その冊数を推測し設定する。現在21,999冊/人なので、この市民利用数が継続するとして、目標を22冊/人とする。

③ 必要開架図書冊数の想定

①と②から、市民が1年間に図書館から借り出す図書冊数(市外利用者の貸出を含めず)が想定される。その利用を支えるのに必要な図書の冊数規模が以下の数字となる。

想定人口を、150,000人(団地建替えが進む中央館開館3年後の2025年を仮定)とすると、	
①計画人口	150,000人
②個人貸出登録率(実質20.3%→26.4%/居住人口の46.6%→60%)	60%
③個人貸出登録者数	150,000人×0.6=90,000人
④登録者1人当たり年間貸出冊数	22冊
⑤年間図書貸出冊数	22冊/人×90,000人= 1,980,000冊
⑥貸出に必要な開架の図書冊数(年間3.5回転するとして) 1,980,000冊÷3.5=	565,700冊

開架図書の他に、レファレンスに必要な基本図書や地域資料を含め(保存図書はのぞく)、利用される新鮮な総蔵書冊数は、人口1人当たり約4冊・60万冊程度と考えられるだろう。これの40%が中央館に、60%が地域館拠点館に配置されるとする。

	現状の開架冊数	目標の開架冊数
中央館	111,000冊(21.1%)	240,000冊(40%)
地域館拠点館 合計	415,000冊(78.9%)※	360,000冊(60%)
全 市 合計	526,000冊(100%)	600,000冊

※現在、地域館資料41.5万冊の2/3の約28万冊が利用されている。地域館の開架室についても、利用されない本が中央館に移動された後に、36万冊まで魅力的な資料を開示してゆきたい。

多摩市立図書館の成長の可能性を青少年や働く世代の利用に焦点を当て、登録率60%のサービス実績の目標を掲げる。整備する中央図書館の開架資料規模を24万冊と想定する。

◇コメント

多摩市の個人貸出登録者数
→ 市民 : 69,239人
(登録率46.6%)
市外の人: 18,403人

多摩 20.3% (46.6%)
×1.30 ↓ ↓ ×1.30
浦安 26.4% (60.6%)
浦安の指標を当面の目標として多摩の登録率を60%に。

多摩市の年間貸出冊数
→ 市民 : 1,523,236冊
(90%)
市外の人: 172,868冊
(10%)
合計 : 1,696,104冊
(100%)
1,523,236/69,239=22冊/人

○貸出し冊数/登録者数は市民の人数を採用した。
※(総貸出数のピークは2011年の1,837,267冊。2016年の1.08倍。)
21,999×1.08=23.8冊

→ H28年度の貸出は170万冊(市民153万冊、市外17万冊)

→ 浦安市中央館の貸出は、年間79万冊、市全体の40%

平成28年度多摩市立図書館事業報告の数値を基にした。

(2) 貸出サービス実績

多摩市民は、図書館を利用することによって、将来、自分で買わずに198万冊の本を読むことができる。ということは、それだけ家計支出を節約できることになる。それは、

$$1,701円(2016年度購入図書平均単価) \times 198万冊 = 33億6800万円$$

となる。図書館のサービスは本の貸し出しだけではない。資料も多種多様であり、サービスも様々である。それらも、市民に具体的に還元されている。アメリカなどでは、データベースの無償利用や視聴覚資料の貸出、調査・研究への援助や集会室の利用なども、投資効果実績の金額に表わし、図書館サービスの効用をわかりやすく喧伝している。

○2016年の投資対効果を統計で計算すると、市民の貸出総冊数は1,523,236冊であったから、

$$1,701円/冊 \times 1,523,236冊 = 25億9100万円$$

市民1人当たりへの還元は、17,273円 になる。

◎2025年の投資対効果の想定は、人口目標から導いた33億6800万円の貸出実績から割出して、市民1人当たりへの還元は22,453円となる。基本計画の想定では、図書館サービス網を整備し、中央図書館を建設することによって、市民への貸出だけにかぎっても実績は約1.30倍にのびることが予想される。

このようなサービス実績と、その年度の図書館総経費とを対比させて見ると次のようになる。

	図書館費	歳出決算額
◎2025年度 図書館費決算額を2016年と同額として	5億 9861万円	6億 4680万円
人口1人当たり	4,000円	4,310円
人口1人当たり貸出実績		22,453円

このように、多摩市民の図書館への投資は、対図書館費で約5.6倍に働くことになる。(上記の成果には、総貸出冊数の10%を占める市外在住利用者への還元は含んでいない。)

□図書館先進市との市民一人当たり投資効果の比較

『日本の図書館』平成28年版に公表された統計手法による4市の比較を下に整理した。2016年度の実績から調べた数値を使い、図書館サービスの進んでいる4つの自治体と投資還元効果を計算し比較すると、以下の数字が得られた。上記の想定を補完している。

○比較資料〈市民1人当たりの図書館政策への投資と利益還元〉

市区	人口	人口1人当たり		投資効果 (還元/投資)
		図書館総経費として 政策への投資	サービス実績として 利益の還元	
浦安(2016)	16.4万人	2,099円	18,381円	8.75倍
小平(2016)	18.9万人	2,319円	13,013円	5.61倍
日野(2016)	18.3万人	1,303円	12,659円	9.72倍
府中(2016)	25.7万人	2,979円	16,152円	5.42倍
多摩(2025)	15.0万人	2,198円	22,664円 ※198万冊で算出	10.31倍

※市民一人当たりの投資額のとらえ方に違いがあるらしい。

2022年11月開館をめざす中央図書館の2025年のサービス実績の目標を、総貸出数198万冊、多摩市民の図書館への投資還元率を5.6倍、と想定して再整備基本計画を検討してゆく。

◇コメント

多摩市の年間貸出冊数
市民 : 1,523,236冊
市外の人: 172,868冊
合計 : 1,696,104冊

平成28年度多摩市立図書館事業報告の数値による

※この項の推論の手法は、平成2年度『多摩市立中央図書館基礎調査報告書』にない、比較的作成した。

3-② 資料計画

3-②-1. 資料再編と中央図書館の資料収集について

中央図書館の整備に当たり図書館システム全体の資料再編と新たなサービスの方針を立てた。

□ 全域の資料再編とサービスの方針について

※逐次、検討協議意見から、
文章を推敲してゆく。

○中央図書館専門化への資料集約と、地域館拠点館の魅力化への資料収集と場の創造を図る。

○地域資料行政資料の充実と、ICT環境の整備、多様な課題解決を支える資料の収集を図る。

○蔵書の本籍(配置館)の固定化により、構造化された資料世界の表現を開架室で展開を図る。

□ 中央図書館の資料収集の方針(案)について

※逐次、検討協議意見から、
文章を推敲してゆく。

「図書館再編の基本方針」及び「サービス計画」を踏まえて、基本構想に示された方針のもとで、新しい中央図書館の資料を収集する方針を加筆して簡略に整理する。

○中央図書館として市民の生涯学習支援のため、多様で専門的なニーズに応える資料の収集。

○市民の主体的な学習を支援する、市民の課題や地域の課題の解決に資する資料の収集。

○「知の地域創造」や暮らしの文化醸成を促す、図書資料、マルチメディアなど幅広い資料の収集。

○ICT化に対応しデータベースや電子書籍・雑誌など電子資料の収集とアクセス環境整備。

○都立図書館、京王沿線7市連携図書館、その他類縁機関との連携協力による資料の収集。

※逐次、検討協議意見から、
文章を推敲してゆく。

3-②-2. 中央図書館の資料収集基準(案)について

中央図書館に配架して資料世界を展示表現する資料構成と収集方針を以下に整理する。図書資料の装備には所在館を定めて、資料の関係づけ配置、探しやすさなど改善する。

① 一般図書

市民の暮らしや学習、仕事、レクリエーションなどの様々な活動に役立つ資料を各分野にわたって、入門的なものから専門的なものまで、可能な限り幅広く収集する。特に、ビジネス関連資料や環境関連資料、健康・医療関連資料など、市民の自己啓発や課題解決に資するような資料の充実を図る。

また、高齢化社会の進展に伴い、シニア層による利用が増加すると考えられることから、大活字本など支援のための資料を充実する。

② 参考図書

多摩市民の調査研究に役立つような百科事典、白書、統計、年鑑、辞書、新聞縮刷版などを各分野にわたって体系的に収集する。

特に、ビジネス関連資料、環境関連資料、健康・医療関連資料などは、一般の図書と関連づけながら重点的に収集する。

③ 地域資料/行政資料

多摩市の行政、歴史、自然、地理、風土、文化等に関連する資料を網羅的に収集する。資料の形態にはこだわらず、図書、雑誌、視聴覚資料だけでなく、パンフレット、ポスター、コミュニティペーパー、写真などについても幅広く収集する。

多摩市にゆかりのある「作家と作品」はコーナーを形成する。「ニュータウン形成」資料についてはバルテノン資料室、町政施行前の文献や現物資料は文化財担当の収集・保存が想定されていることから、中央図書館ではその他の図書資料や電子資料を中心に収集する。ビデオテープ、カセットなど旧メディアに留意する。

多摩市および近隣市、東京都の行政施策に関わる過去資料、調査報告書、構想計画書、統計書、や 歴史、自然、地理、風土、文化等に関連する資料を網羅的に収集する。

※これまでの多摩市立図書館の資料収集の状況：

『多摩市の図書館』平成28年度多摩市立図書館事業報告に

- (1)資料の受け入れ状況
- (2)図書館別蔵書数
- (3)新聞(4)雑誌(5)地域資料
- (6)大活字本(7)就職職能図書
- (8)視聴覚資料(9)その他資料
- (10)障害者資料(11)蔵書点検が整理されている。

この基本計画では全市の再編整備のビジョンに基づく中央館立ち上げのための
○資料収集方針
○資料収集基準
○中央館の資料規模構成の計画が求められている。

※多摩市立図書館のこれまでの資料収集については、平成18年教育委員会告示、平成29年同委員会改正告示『多摩市立図書館 資料収集要綱』がある。参考資料として添付した。

※検討委員会の議論では、地域館で動く分野に特色があること、書庫機能的に動かない本が一定割合並ぶことが指摘されて、中央館の資料収集と役割分担が必要と認識された。また地域館の新刊資料購入の重要性も指摘された。

※中央館の立ち上げには、古本の買い換えが開架室の魅力化に重要と指摘された。

※行政資料については、中央館一箇所での集中的な収集展示の必要性と共に、行政資料室の開鎖と中央館への専門性の集中策が講師から指摘された。運営のコンパクト化など今後の検討課題として記録に留める。

④ 児童書

子どもの豊かな成長を育むために、本の楽しさに出会い、読書習慣を形成することを促すような子どもの多様な興味や知的好奇心に対応した幅広い範囲の資料を収集する。また、小中学校の調べ学習に対応するため、各分野の資料を十分な複本を含めて収集する。併せて、読み聞かせボランティアや保護者、教諭、保育士など子どもの読書活動の推進に携わる市民に利用の多い児童図書研究資料も積極的に収集する

⑤ ヤングアダルト(中高生/ティーンズ向け)資料

図書館から遠ざかりがちな世代を図書館に近づけるような資料を積極的に収集する。ヤングアダルト世代の図書館利用のきっかけづくりとするため、中高生向けの映像、音声資料など視聴覚資料も収集する。漫画を一定規模の収集し、YAに配置を検討する。

⑥ 障がい者サービス資料

視覚障害をはじめ、障害を抱える市民が気軽に図書館を利用することができるように、図書館が収集する点字図書、録音図書等をシステムの連携により提供する。

⑦ 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に収集する。専門紙及び機関紙は、有効に活用が可能と考えられる新聞を収集対象とする。また、子どもの読書活動を推進する視点から、児童向けの新聞についても収集する。

⑧ 雑誌

一般的な雑誌については、余暇時間の拡大による趣味・娯楽の多様化や、市民の職業や世代間のニーズに対応できる幅広い分野の雑誌を積極的に収集する。調査・研究等に必要となる専門的な雑誌については、主題分野に分類しバックナンバーも収集配置する。

⑨ 多文化資料(外国語資料)

外国語を母国語とする市民との共生が進む中で、双方の市民がコミュニケーションを深めるため、日本の文化や習慣を紹介する外国語の図書、定評ある文学の英語の図書を、児童書や絵本も含めて収集する。また、国際交流の促進、市民の理解を促進するため、英語だけでなく、他言語の資料についても、可能な限り収集する。

⑩ 視聴覚資料

各分野で定評のある資料について、学校教材や市民の暮らし、レクリエーションに役立つ資料などをCD及びDVDなどの汎用媒体で積極的に収集する。

⑪ 電子資料

中央館開館時と将来的な収集について目標値を定め、必要な資料費を想定しておく。オンラインデータベースの充実、電子図書の購入を検討する。拠点館や地域館の、電子資料の利用環境や中央館との連携について方針を定める。

⑫ 地図資料

国土地理院作製地図は現状の収集と折り込み袋方式を続けるか、バラで地図架配置か、冊子体化かなど 収集方針と目標数をたてる。先進図書館事例を研究する。都市計画図、防災地図、古地図絵図、など数量を洗い出し、大型地図架での展示に展開する。

※開館後10年程度を目標に、開架室の
24万冊資料配置を完成させるとして、
その資料構成と収容量を確認したい。

3-②-3. 資料収集目標

中央館で収集する資料の種類と収集の目標点数は、以下のとおりとする。

新本館資料構成のイメージ(基本計画目標値)(事務局4月案)

		現本館	中央館開館時	収容能力(計画目標)		現本館	中央館開館時	収容能力(計画目標)
開架	一般向け開架	58,968	142,000	180,000	新聞	10紙	20紙	30紙
	参考図書	2,697	6,000	8,000		雑誌	80タイトル	200タイトル
	地域資料(行政資料含?)	12,061	15,000	18,000	CD			6000タイトル
	児童書	22,626	30,000	30,000		DVD		
	ティーンズ向け	2,621	4,000	4,000	オンラインデータベース		4種	8種
	障がい者サービス資料(一部開架)	35	3,000	5,000		インターネット端末(兼オンラインデータベース参照端末)	1台	5台
開架小計	99,008	200,000	245,000					
閉架	視聴覚資料	4,591	6,000	6,000				
	団体貸出室・自動書庫	63,225	65,000	70,000				
	閉架小計	163,271	130,000	230,000				
合計	330,095	401,000	551,000					

◇中央図書館の資料収集の方針について

※学校図書館への支援について今後具体的に考える。地域館が地域の学校連携の窓口と位置づけられたが、資料提供や相談ともに中央館との役割分担の検討が必要になる。

※障がい者サービス資料は、図書館全体で3万7千点を現在所蔵し、1.5万点を中央館に配置する。

※基本計画検討委員会では多摩地域の図書館を比較して、新聞雑誌タイトル数が一定規模必要なことが指摘された。

※中央館の資料とサービスの集中の重要性と効用について検討委員会の主題講演で指摘された。「多様な資料・情報を分散せず、一箇所で総合的に、高度なサービスを活用できる中央図書館が求められている。」

※図書館の利用を促進させる新鮮な資料(出版5年以内)を収集する方策の必要性が日本図書館協会の指標にも謳われている。開架室配架規模24万冊、年間購入冊数はその1/5~7、中央館の年間資料購入費の想定が、実施計画立案のスタートとなる。

□ 類似規模の自治体で参考となる中央図書館の資料別構成の計画
〈資料の種別ごとの蔵書数、資料群の規模から開架室を計画する〉

	浦安市立 中央図書館	調布市立 中央図書館	南相馬市立 中央図書館	土浦市立図書館	新小牧市立 図書館	多摩市立 新中央図書館
	※浦安市概要 平成29年度より	※平成26年度版数字 で見る図書館活動 -概要と統計-より	※(仮称)南相馬市新 図書館及び複合施 設基本設計 より	※土浦市新図書館 施設整備 コンセプトより	※新小牧市立 図書館の 建設方針より	基本計画検討資料(案)
〈開架冊数〉	・一般図書 645,972冊 ・児童書 102,170冊 ・特殊資料 13,932冊 ・参考図書 23,639冊 ・地域資料 13,932冊 ・行政資料 23,639冊 ・障がい者 25,430冊 ・視聴覚資料 41紙 ・外国語資料 315誌 ・子ども資料 26,721点 ・YA ティーンズ 1,512点 ・新聞・雑誌 2,344点 ・地図 (※以上、 開架+閉架冊数) ・オンライン データベース	・成人図書 612,404冊 ・外国語図書 4,607冊 ・児童図書 130,804冊 ・外国語 児童図書 2,527冊 ・地域資料 45,737冊 ・映画資料 28,718点 ・視聴覚資料 18,950点 (※以上、 開架+閉架冊数) 多摩市に 中央図書館を つくる会ニュース (収容力)見学記より	[成人部門] ・成人開架 80,000冊 ・参考資料 10,000冊 ・地域行政 14,000冊 ・視聴覚資料 13,000冊 ・雑誌 400誌 ・新聞 30紙 [児童部門] ・子ども開架 20,000冊 ・紙芝居 500タイトル ・視聴覚資料 1,000タイトル [青少年部門] ・青少年開架 11,000冊	・一般図書 73,000冊 ・文庫本 31,000冊 ・児童書 37,000冊 ・地域資料 13,000冊 ・参考図書 10,000冊 ・視覚障害者 用資料 2,600点 ・外国語資料 9,000冊 ・音声資料(CD) 5,000点 ・映像資料(DVD) 5,000点 ・新聞 24紙 ・雑誌 320誌	[地域館機能] ・一般図書 46,000冊 ・児童図書 32,000冊 ・ティーンズ 7,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 10紙 ・視聴覚資料 18,000点 ・障がい者 サービス 2,000点 [中央館機能] ・専門図書 50,000冊 ・地域行政 11,000冊 ・多言語図書 15,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 30紙	・一般成人 開館時:142,000冊 収容力:180,000冊 ・参考図書 開館時:15,000冊 収容力:18,000冊 ・地域資料 開館時:6,000冊 収容力:8,000冊 ・児童書 開館時:30,000冊 収容力:30,000冊 ・ティーンズ 開館時:4,000冊 収容力:4,000冊 ・障がい者 サービス資料 開館時:3,000冊 収容力:5,000冊 ※(視聴覚資料) (開館時:6,000冊) (収容力:6,000冊)
開架中計	約400,000冊	約200,000冊	135,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	173,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	161,000冊 +20,000点 +300種+40紙	開架小計(※抜き) 開館時:200,000冊 収容力:245,000冊
〈資料部門冊数〉	・閉架 230,000冊 ・地域資料 70,000冊 ・閉架書庫 70,000冊 ・地域奉仕部門 ・整理書架		[準開架部門] ・準開架 100,000冊 [閉架部門] ・下層階収容 100,000冊 ・上層階収容 200,000冊 [地域奉仕部門] 35,000冊	閉架収蔵能力 360,000冊	[地域館機能 中央館機能] ・各資料及び 雑誌、新聞の バックナンバー 含む 319,000点	・団体貸出室 児童書庫 現状:65,000冊 収容力:30,000冊 ・閉架書庫 開館時:130,000冊 収容力:300,000冊
閉架中計	約300,000冊	約400,000冊	435,000冊	360,000冊	319,000冊	閉架小計 開館時:195,000冊 収容力:300,000冊
中央館合計	811,143冊 +30,577点 +315誌+41紙	796,079冊 +47,668点	570,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	533,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	479,000冊 +20,000点 +300種+40紙	(※込み) 開館時:401,000冊 収容力:551,000冊

□ 類似規模の中央図書館立ち上げに学ぶ資料構成の特色と購入準備

最近15年ほどに開館や計画準備のある、類似規模の自治体の中央館計画の資料計画では、①開架資料世界の大型化、②再整備に当たって、新聞雑誌、電子資料、視聴覚資料などへの重点化が見られ、基本計画に規模方針が示されている。また、新刊化や専門書の資料購入については、開館前の3カ年程をかけ、年次毎に再探索をして、開館準備をしている。

□ 多摩市立図書館資料収集要綱

平成18年9月27日多摩市教育委員会告示第33号

改正 平成20年3月13日多教委告示第8号
平成25年3月15日多教委告示第8号
平成29年3月23日多教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する事項を円滑に行うため、多摩市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 資料収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1)市民の生涯学習を支えるため市民の要望及び社会的な動向に配慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス及び日常生活に役立つ資料を収集する。
- (2) 思想、信条、学説、宗教等にとらわれることなく幅広く資料を収集する。

(資料選択の方法)

第3条 資料の選択は、この要綱に基づき、図書館職員による多摩市立図書館資料選定会議(以下「選定会議」という。)で行い、多摩市立図書館長(以下「図書館長」という。)が決定する。
2 選定会議は図書館企画運営担当主査を長として、各分野毎に図書館長が指名した職員により開催する。
3 選定会議で検討する資料については、各館及び各分野の担当者から提出されたもの及び見計らい資料(実物が手元にある資料をいう。)とする。
4 選定会議の長は、選定会議の結果を図書館長に報告する。

(資料選択の種類)

第4条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1)図書(一般図書、参考図書、児童図書及び外国語図書)
- (2)逐次刊行物(新聞及び雑誌)
- (3)官公庁出版物
- (4)行政・郷土資料
- (5)障がい者用資料
- (6)視聴覚資料
- (7)その他

(資料別収集方針)

第5条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1)図書

ア 一般図書

(ア) 一般図書は、市民の教養、調査研究、娯楽等に資することを目的に収集する。ただし、市販されている活字資料では利用することが困難な市民に対して、大活字本を購入する。
(イ) 各分野の基本的・入門的な資料のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く体系的に収集する。ただし、極めて高度な専門書や学術書、学習参考書、各種試験問題及びテキスト類(通信講座を含む。)は原則として収集しない。

イ 参考図書

参考図書の収集は、市民の調査研究に資することを目的とし、辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、地図等幅広く収集する。

※多摩市立図書館全体の資料収集方針については、収集要綱の基本方針として平成18年に告示され、平成25年に内容の改訂が行われ、参考提示した。中央館整備にあたって、そのサービス目標の想定が本検討で行われたので、案文を前掲した。今後、図書館協議会でも更なる精査を頂きたい。

ウ 児童図書

(ア) 児童図書の収集は、乳幼児から小学生を対象として、読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つことを目的に収集する。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、子どもの豊かな想像力及び創造性を育てるもの並びにさまざまな興味及び関心を深めることができる資料を収集する。

エ 外国語図書

必要に応じて収集する。

(2)逐次刊行物

ア 新聞

(ア) 全国紙を中心に収集することとし、地方紙、業界紙及び外国語新聞は、選択して収集する。

(イ) 主要紙の縮刷版を収集する。

(ウ) 行政・郷土資料として、主要紙の多摩版及び多摩市関連記事を切り抜き保存し、これら資料のデータベース化に努める。

イ 雑誌

(ア) 各分野の資料を幅広く、選択して収集する。

(イ) 高度な専門雑誌は必要に応じて収集する。

(3)官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

イ その他公共機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

(4)行政・郷土資料

ア 行政・郷土資料は、市民が地域について関心を持ち、又は地域の行政について知識を得るために必要な資料を収集する。

イ 多摩市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット類、地図、その他視聴覚資料等を幅広く収集する。

ウ 東京都、近隣自治体、友好都市に関する資料は、基本資料、歴史的資料及び多摩市に係る資料を中心に必要に応じて収集する。

(5)障がい者用資料

視覚障がい者等の利用に供するため、録音図書、点字図書等を収集する。

(6)視聴覚資料

ア CD及びカセットテープは、趣味、教養又は文化活動に資するため、活字資料では利用することが困難な市民のために必要に応じて収集する。

イ 映像資料は、行政・郷土資料の分野を中心に必要に応じて収集する。

(7)その他

その他、特に図書館長が必要と認めたものを収集する。

(寄贈資料等の収集)

第6条 資料の収集は、購入を原則とする。ただし、寄贈による収集をすることができる。

2 寄贈資料の受入れは、第3条の規定に基づいて行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関する事項は、図書館長が別に定める。